

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成27年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成27年6月12日（金） 開会：午前10時00分 閉会：午後1時23分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願

議案第48号 筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第49号 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

議案第50号 筑西市手数料条例の一部改正について

議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち所管の補正予算

議案第55号 平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）

4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 中島 国人君

○委員長（榎戸甲子夫君） おはようございます。ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、条例議案3案、補正予算議案2案について、それぞれ審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、まず請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願であります。この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、紹介議員の説明がありますので、石島議員、説明を願います。

○紹介議員（石島勝男君） 皆さん、どうもおはようございます。では、紹介議員ということで、私、石島勝男がなっております。提出者が都合で本日出席できない関係で、私がかちょっと説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞお座りになって。

○紹介議員（石島勝男君） 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることとなります。

こうした現状を鑑み、貴議会において別紙の内容を柱とする意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に

提出くださいますよう、要請申し上げます。

2015年5月26日

茨城県水戸市白梅1-2-27

日本労働組合総連合会茨城県連合会

中央地域協議会 議長 赤上 正明

筑西市議会

議長 箱守 茂樹 殿

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦勞さまでした。

それでは、審査願います。いかがいたしましょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いろいろ長文の内容なのですが、平たく言ったら何なのです。それはわかります。そういう基金を運用して、投資したり何かしてもやれという話なのでしょうけれども、それをやってはだめということなのでしょうけれども。

○紹介議員（石島勝男君） そうですね。この年金ですか、やはり最終的には政府がこれからの、先ほど請願の中で出てきました基本ポートフォリオという株、債券などの基金割合ですね。今までやはり国内中心でいろいろ運用していたわけなのですが、これが国内のやはり運用のあれが、国内の、今まで12%ぐらい運用していたらしいのですが、今後25%、今まで海外では運用していなかったのですが、そういう海外……12%ぐらい海外でも運用していましたか、株式等。その割合が大きくなりまして、25%ということで、それに今度は逆に減っているやつが、国内債券が今まで60%で年金の資金運用をしてたわけなのですが、今度は国内の割合が35%と大分低くなりまして、その分海外に、大分この株式に、最終的にはやはり被保険者が年金かけているわけですよ。だから、そういうやはり不安定な状況で、まして海外にやはりそういう株式投資、いろいろ今までリーマンショックや、いろいろ問題で株が暴落した状況もありますね。だから、最終的にはかけている人にそういうツケは回ってくるわけで、また国にもやはりその管轄しているそういう責任体制が明確ではないという絡みで、きっとこの資産運用ですか、やはり莫大な金額ですので、そういう問題もこの中に入っていると思います。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 大体意味はわかるのですが、今度塩崎厚生労働大臣ですか、あの人は金融関係の出身で、かなりこういう問題については意気込んでいるらしいのだよね。確かに今株の状況は、今最高の額を示していますけれども、この運用して、これが急落して、基金の財政が圧迫されるようなことが出てきたら大変なことになると思います、確かに。政府はこれを補償しないというのでしょうか。

○紹介議員（石島勝男君） そうですね。

○委員（鈴木 聡君） 私はよくこういう問題についてわからないのですが、いわゆるそういうことを運用することを許しておいて、損害についてはなぜ政府は補償しないのですか。その点ちょっとわからない

のです、私。お尋ねしたいのですが、損害についてね。

○紹介議員（石島勝男君） その点、やはり今回皆さんの年金、そういうデータが流出した件もありましたね。今まで社会保険庁時代から豪華な施設を年金の資金で建てたり、いろいろやり、そういう問題なんかもありまして、また今回の年金データの流出事件ということもありました。そういう中で、しっかりした年金機構ですか、あとその管轄してる部署においても、責任体制がないのですよね。だから、そういう中で……

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明者に申し上げます。

かいつまんでまとめてください。

○紹介議員（石島勝男君） はい。そういうことで、将来この無年金、低年金となり、まして今現在生活困窮者が大分これからは年を追うごとにふえてくるような中でしっかりと、この年金運用についてはしっかりやってもらえないと、やはり大変なことになるなということでございます。

以上でございます。

○委員（鈴木 聡君） 何か私の答えになっていないのだよね。まあ、いいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この意見書を採択するということにもしなりますと、要するに平たく言うと、長期的な観点から安全かつ確実な運用をしてくださいと。それから、責任の所在を明確にしてくださいと。そして、最終的に保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダー、勉強不足で申しわけありません。ステークホルダーが参画しとありますけれども、ステークホルダーってどういうものなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

（「3番目のところです」と呼ぶ者あり）

○紹介議員（石島勝男君） 3番目……

（「意見書案の3番目」「案のほう」と呼ぶ者あり）

○紹介議員（石島勝男君） この3番目のガバナンスの、ステークホルダーということですか。

（「はい」「わかんないわかんないって」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員、どうでしょう、後でお願いしますと。

○委員（仁平正巳君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次の質問に行きます。よろしいですか。

○紹介議員（石島勝男君） 紹介議員なもので申しわけございません。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 内容的にもちょっと言葉のいろいろな使い方が難しく理解するのが大変だったのですけれども、今ご説明をいただきまして、要するになぜこういうふうに政府がリスク性資産割合を高める方向での改革を求めたかという部分の裏づけというか、それに対して、それはいけないということを行っているのだと思うのですけれども、それというのは具体的にどういうことがあってこういうふうなものを出してきたのかなと思いますので、そのリスク性の資産割合を高める方向での改革ってどういうものだったのか、お願いしたいのですが。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明者、どうぞ。

○紹介議員（石島勝男君） ちょっとうちも紹介議員ということで、余り細かいあれはわからないのですが、やはり今現在未納者と未加入者が全国で305万人いるわけですよ。そういう中で将来やはり無年金、低年金、そういうことによって生活困窮者に陥るとい、そういう可能性が大分高いということで、そういうふうなやはり安全かつ確実な運用ということで、今回請願が出ていると思います。よろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） では、ちょっといろいろまだ、きっと提出者という部分でもあれなので、わかりました。いいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 要するにかいつまんで考えれば、リスクの高い投資、海外投資はしないでほしいということ、年金で生活している人たちの代表者で協議会をつくってほしい、大きな柱ということで、そういう理解でよろしいですか。

○紹介議員（石島勝男君） そうですね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次に、箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） この年金の制度にはいろいろな問題があると思うのですが、ここにもあるように納付率が60%、未納者が、さっき言われたように305万人いると。だけれども、このあれでは、こういった未納者であるとか、未加入者ではなしに、加入している人、被保険者の権利を守れと、そういうことなのですね。

○紹介議員（石島勝男君） そうですね。はい、そういう趣旨でございます。

○委員（箱守茂樹君） 未加入者であるとか305万人の、こういった人はもう今回は論外、今回の対象外ということですね。被保険者、既に払っている人の権利を守れと、そういうことを言っているのだということ。

○紹介議員（石島勝男君） はい。要するに払っている人、また年金を受給している人にもやはり運用の絡みについてはやはり影響はしてくるわけですよ。

○委員（箱守茂樹君） それはよくわかりますけれども、いわゆる今問題になってるのは未納者であるとか、そういった方がたくさんいるので、これ制度としてどうするのだということが問題なのだけれども、今回はそういう人が対象ではなくて、納めている人の権利を守ると、そういう観点からの請願ということなのだね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大体よろしいですか。採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） 委員長。これはまだ検討する余地があって、継続審査が妥当ではないですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 継続審査ですか。継続すべきということと……

○委員（箱守茂樹君） 被保険者の権利を守るのだったらこれなのだけれども、年金制度全体見たら大きな問題があるのだけれども、それを取り上げないところがちょっとそれはどうなのかなという、そういう心配もある。

○委員長（榎戸甲子夫君） ここで採決すべきか、継続審査をすべきかを決をとります。
継続審査すべきと思う方。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 3人。

では、ここで採決を望む委員さん。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。では、4対3。

採決をいたします。

それでは、請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本件は採択といたしました。

以上で請願の審査を終了します。

○紹介議員（石島勝男君） どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

〔紹介議員 石島勝男君退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 執行部の入室をお願いします。

〔執行部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、6月11日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

では、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、総務部、まず議案第48号 筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について審査をしていただきたいと存じます。

では、総務課から説明願ひます。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 総務課の中澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第48号 筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。この改正条例は、県内及び全国類似団体の中で非常に低い水準となっております本市の議員報酬について、筑西市特別職報酬等審議会からの答申を尊重し、10%の引き上げを行うための改正等を行うものでございます。

それでは、内容に入ります。まず、議案の別表第1の上にあります第7条第3項の改正は、筑西市議会会議規則の一部改正に伴う引用条項の調整でございます。

そして、別表第1の改正が議員の報酬月額を改めるものでございまして、議長報酬を36万7,000円から40万3,000円に、副議長報酬を33万2,000円から36万5,000円に、議員報酬を31万2,000円から34万3,000円に改めるものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。附則については、施行期日を規定したものでございます。
以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

では、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ただいまご説明いただきましたが、まず報酬審議会に、これはいつ諮問して、いつ答申が出されたのか、願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○総務課長（中澤忠義君） 報酬審議会には、平成26年5月15日に諮問いたしまして、平成26年7月15日に答申をいただきました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 単純に計算して1年前ということによろしいですね。それで、この報酬審議会のメンバー、何名でどういう方がおられまして、何回開催したか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○総務課長（中澤忠義君） 審議会の委員の選出区分でございますけれども、住民代表の方がお1人、商工業代表がお1人、農業代表がお1人、女性代表がお1人、労働者代表がお1人、使用者代表がお1人、教育民生代表がお1人、知識経験代表がお1人の8名で構成されております。審議会は2回開催されました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 要するに10%報酬を増額するという議案ですが、実は3月に、本年度当初予算に10%加算分の予算が計上されていながら、なぜ3月の定例会に上程しないで、予算が可決されているにもかかわらず、なぜ今6月議会に上程をしたのか。その理由についてお伺いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○総務課長（中澤忠義君） 本年4月に市議会議員の皆様の改選が予定されておりましたことから、最終的に新しい議員の皆様にご判断いただくことが望ましいと判断させていただきまして、6月定例会に提案をさせていただいたものでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、仮に現報酬額から10%を増額した場合、県内32市中何位になるのか。現在は32市中25位、類似団体11市中11位と非常に低いと言われておりますけれども、また10%値上げした場合、増額した場合、類似団体11市中何位になるのか、願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○総務課長（中澤忠義君） 議長報酬が23位、副議長報酬が22位、議員報酬が23位でございます。

○委員（仁平正巳君） はい、わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ、鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 答申は出ていて、平成27年度の一般会計で予算に組み込まれていて、新しい議員に判

断を仰ぐという今説明だけれども、私らは逆なのです。選挙が終わって、そして値上げの条例を出してきて、皆さん当選してきた人は、みんな議員報酬をどうのこうのというのは一つも触れていないのです、誰も。そういう人に今度は判断を求めるといのは何なのです。だから、市民感情としては、選挙が終わったから、では上げようという話ではないかと単純に市民感情としては来るのです。私は、決して今言われたように、議員報酬が市の中で二十何番目とかと低いというのはわかります。わかりますよ。ただ、議会の基本条例というのをつくって、前の方々の任期中に、1年かけて。この4月から議会基本条例でいろいろな議会の改革をして、市民のために節約できるところは節約して、そして議会を多くの市民に立脚した議会にしようということやってきたと思うのです。私は離れていたから、その経過はよく知らないが、議会基本条例をつくった趣旨というのはそういうことだと思うのです。だから、まだ議会基本条例が4月から実行されて、こんなにこういう形で常任委員会が開かれた。大変結構なことです。私は初めてですよ。ずっと長く議会やっていて、たくさんの傍聴者がこうして詰めかけていただいて。だから、こういうことをまだスタートしたばかりで、では議会改革をして、あるいは市の財政の改革をして、どれだけ市民のために、例えば出費がこれだけ改革されて削減されましたよ。そういう実効がまだ上がっていないのです。だから、実効が上がって、ああ、では市民としてもそういうふうに議員も努力しているのだから、ある程度の報酬引き上げはやむを得ないだろうという、そういう説得力のある、やはり値上げの仕方というものをすべきだと思うのです。その点どうなのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） お答え申し上げます。

この議員報酬の改正につきましては、平成25年11月に議長のほうから議員報酬についての市特別報酬審議会の意見を聞いていただきたいというような要請がございまして、それに基づいて昨年、議員報酬審議会を開いて意見を頂戴したわけでございます。できればことしの3月に、その議案を上げたいと考えてございましたけれども、諸般の事情から、新しい議員さんで審議をしていただいて、ご承認をいただければということで、今6月議会の定例会に提案をさせていただいたわけでございます。それに際しましては、当然審議会の中でも議論をいたしまして、議会改革も行われているということをお前提にして、議員報酬の引き上げということをお協議し、今回の6月議会の提案となったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） その新しい議員になってからと決めたのは、誰が決めたのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） 当然議案提出権は市長にございますので、市長のご判断で、新しい議員さんのほうで協議していただきたいということで決定をいたしました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 最後。

○委員（鈴木 聡君） 3回目だよ。最後なのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 皆さんの意見を聞くので。

○委員（鈴木 聡君） それはいいとして、いわゆる今言ったように議会改革をお前提として上げるのだと。

前提で。まだ、だって4月に発行して、そしてそれが始まったばかりで、では改革どれくらいされたのだって言われたって、皆さん各議員、これだけの成果が上がりましたと、まだ言える段階ではないのです。1年経過しないと総括できないのです。1年経過しないと、実行して。それで、総務部長が勝手に改革前提だの何だのと、そういうことをうたわれていたのですか、何かで。

それと、審議委員の方の8名の方の賛否というのはどうなのですか。その2点。

○総務部長（宮窪英治君） 審議会の中で議会の運営状況、そういうものも問われました。その中で、現在議会改革の基本条例の制定に向けて議会も協議しているということをお話をしました。その中で、この協議会については秘密会で開催されておりますので、中身については申し上げられませんが、当然賛否ございました。答申の中で賛成意見、反対意見が附帯意見として付されてございます。それを読み上げますと、賛成意見につきましては、筑西市議会議員の報酬は平成17年の合併以降据え置きとされており、全国的にも人口別で最低、県内でも最低レベルの報酬額である。過去5年間の議員活動の推移を見ると、一般質問を初めとして議員活動も活発になっていることが認められるというのが賛成意見でございました。反対意見といたしましては、筑西市の財政が完全に好転したとは言いがたい。それから、消費税アップ、年金削減等により市民生活が苦しくなっている状況で議員報酬の値上げはいかかなものかというのが反対意見でございました。結論といたしまして、議員報酬を増額し、県平均程度にすべきと思料されるが、市民感情に配慮し、10%程度の増額とするというような結論に至ったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次、藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 昨年、一昨年、議会基本条例をつくる時に議員報酬のこともお話しになりました。そういう中で、私も副議長としてかかわらせてもらったのですけれども、全体としては低いというのは皆さんの認識でした。そういう中で、何回も全員協議会開いた中で、諮問機関に聞いてみようということで、市の公開で答申が出ました。そして、それも全員協議会の中で諮って、いろいろな意見が出たのですけれども、その中でやはりやめていくとか、勇退する議員さんもいらっしゃる中で決めるよりは、新しい議員さんの中で決めたほうがいいのではないかと結論に達して今日に至ったわけでございます。それが1つ。

それから、私が気になりますのは、そのときの意見の中で、旧下館の報酬に戻すべきだという意見もたくさんありました。当分の間というのを、それがいつまでだという話があった中で、私ちょっと気になったのですけれども、第49号の議案に対しては、当分の間というのがあるのですけれども、第48号の議案の中には当分の間という言葉はないのです。これをちょっと確かめたいのですけれども、条例の中で当分の間という言葉があるのかどうか、お伺いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○総務課長（中澤忠義君） 議員報酬に関する条例につきましては、当分の間という言葉はございません。

○委員（藤川寧子君） ないのですね。議員の中では当分の間というのが、当然あるような形で私たちも聞いていたので、ちょっと確認していなかったのですけれども、これを見比べてちょっと気になったものですから、改めて伺いました。そうしたら、当分の間という言葉がなければ、それまでに出てきた意見と

して、旧下館の報酬に戻すという言葉が使えなくなってしまうのです。どういう金額にしろ、値上げという形になってしまいます。そういう中では、やはり報酬審議会の答申というのもやっぱり大事なのかなというふうには感じました。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 質疑的には皆さんおっしゃってくださったので、これは意見になってしまうかもしれないのですが、とにかく県内上げて、例えば10%アップにしても、まだまだ低い水準という域からはまだ出ていないという部分があります。それで、これからいろいろな、今回も新人議員さんがいらっしゃいますけれども、本当にこれから議員になろういった方が、本当に議員って意外とお金がかかるという部分、正直に言いますとたくさんあります。そういったときに、やはり仕事を持ちながら議員をやるという形でしか生活ができないというような状況にもなりかねないので、やはりこの辺というのはしっかりと今後よく捉えていかなければいけないかなという部分もあるのです。それで、せっかく今回報酬審議会のほうで答申をしていただいたという部分で、本当に私は答申をしていただいたのなら、即本当はやっていただきたかったなというふうに思っています、やはり同じように。今どうして延びたのかという部分は、ご答弁あったので、今さらどうしようもないのですけれども、本当にせっかく諮って答申があったのであれば、本来は即それについてどうするかという部分を話し合って、これ約1年前と言いましたよね。幾ら1年前だといっても、4月に改選があるといっても、それまでの間に出せなかったという部分の理由というのは、そのときからもう改選に合わせていたのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） お答えいたします。

昨年7月に答申がございまして、その後協議をいたしまして、本来であれば当初私どもの予定では新年度からということを考えてございました。3月議会に提出しようという予定でございましたが、さまざまな判断がございまして、新しい議員さんの中で議論していただくというのがベターではないかという結論に達しまして、6月議会というふうになったわけでございます。

以上でございます。

○委員（尾木恵子君） 新人さんもいる中で、新しい議会の中でという部分、先ほど鈴木委員さんのほうからも言われたので、同じになってしまうのですけれども、やはり答申あったからには、即やっていただかないと、その報酬審議会の方も、答申したのに何だか何のあれもなく、どうなっているのかなという部分も感じていたのではないかなというふうに思うのです。だから、そういう部分は、今後はやはりいろいろ部分に審議お願いしたのならば、諮問したならば、その答申に従って、なるべく早い判断を、別にこの報酬に限らずやっていかなければいけないのではないかなというふうに思います。この10%アップという部分は、本当に答申にやはり従って、この部分はいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 本案について、私も皆さんのご意見、質疑を聞きながら提案をさせていただきませんが、若干前段でご説明させていただきたい部分があります。現在の議員報酬額は、平成17年第2回定例会、平成17年9月14日でございます。10年前ですね。合併後の議会に上程されて、当初この報酬に関しましては、合併前の1市3町による法定合併協議会では、合併後の議員の報酬額については、調整がつきませんでした。それで、合併後、報酬審議会を立ち上げて、答申をいただいて検討することになっておりました。そして、その答申は、当時の現行の報酬額、77名の総額を超えないで同額、つまり統一するとあり、その答申の中にはこういう文言もありました。なお、実施に当たりましては、大局的な見地から、さらなる検討と十分な協議調整が望まれますという文言がありまして、それを受けまして、当時の富山市長は極めて高度な政治判断をし、当時の下館市議会議員の報酬額に統一する議案を提出しました。

そこで、25名の委員による特別委員会を設置して審査する案が出ましたが、異議ありにより、当時33対39で否決となり、当時議長さんは箱守議員でございました。議長でございました。その後、総務企画常任委員会にこの案が付託をされまして、委員会では修正案が出されまして、それが可決され、本会議でも修正案は可決され、現行の報酬額になって10年が経過したわけでございます。

さらに、つけ加えますけれども、旧下館市の議員さん8名から、そういうことでは当時の下館市議会議員の報酬が月額6万円も下がってしまうのはプライドが許さないということがありまして、報復措置とされるような議会解散決議案まで提出された経緯がありました。これも5分の4の議決によりまして否決をされております。考えてみますと、当時の23名の旧下館市議の皆さんは、月額たしか6万3,000円ほど減額をされ、年額でも約100万円少なくなり、この10年で1人当たり約1,000万円少なくなったわけでございます。単純に考えますと、10人いれば1億円、財政に寄与、貢献をしたこととなります。当時私も、この修正案に、現在の報酬額に賛成をした議員の一人でございますが、そして現在、県内32市中25位、類似団体同規模自治体の中で11市中11位と、全国的にも最低レベルの報酬額になったわけでございます。

議案というのは、口はばったいことを申し上げますけれども、首長が提案する議案に対して、議員は単なる賛否を問うだけではなく、その背景にある真意や問題点を見出し、論議することは、議員にとって最も大切なことだと常日ごろから考えております。すなわち、今般の議案第48号、議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例改正案は、政治的にも重大な案件であり、一常任委員会のみでの判断では負担が大きく、この際、議員全員による特別委員会を設置して、市民感情も考慮し、議員定数削減及び政務活動費のあり方も含めて、次期定例会までの間、継続審査とし、慎重に論議し、結論を出すべきであると考えますが、委員長、お願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） ただいまの仁平委員の意見は意見とし、さらに後半で継続審査の申し出がございました。

よって、これより議案第48号の採決をいたすわけでございますが、まずは議案第48号 筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての賛成者の挙手を願います。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 議案第48号の、この議案に対して賛成か否か。賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 反対の方。

〔反対者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、賛成多数。よって、議案第48号は採択といたします。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（仁平正巳君） 私は、ただいまの決定に反対でありますので、私が先ほど提案しました意見を少数意見として留保します。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。お受けいたしました。

ただいま仁平委員から、少数意見を留保したいとの申し出がありましたが、留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

仁平委員の少数意見留保に賛成者の挙手を願います。

（「少数意見に対しての賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ただいまの仁平委員の留保、意見の留保に対して賛成者、留保に対する賛成者の1人のサポートが必要なわけです。

（「1名以上の賛成者が必要」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 賛成者1名以上でありますので、仁平委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。では、確かに留保いたしました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時

○委員長（榎戸甲子夫君） 会議を再開いたします。

次に、議案第49号 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について審査をいただきたいと思います。

総務課から説明を願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 議案第49号についてご説明申し上げます。

この改正条例は、県内及び全国類似団体の中で非常に低い水準となっております本市の市長、副市長及び教育長の給与について、筑西市特別職報酬等審議会からの答申を尊重し、市長については25%減額から15%減額に、副市長及び教育長については15%減額から10%減額に戻すための改正等をお願いするものでございます。

なお、本改正条例は、2条からなっており、第1条は市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条は教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正となっております。

初めに、第1条、市長及び副市長の給与改正でございます。第2条第4項の改正は、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う引用規定の調整でございます。

附則第2項の改正ですが、当分の間を平成29年3月31日までの間とございますが、これは給与削減措置の継続期間を当分の間から現市長の任期満了月の前月である平成29年3月31日に改めるものでございます。

そして、金額の部分が給与月額を改めるものでございまして、市長の給料を72万円から81万3,000円に、副市長の給料を65万8,000円から69万7,000円に改めるものでございます。

次に、一番下の行、第2条は、教育長の給与改正でございます。裏面をごらんいただきたいと思います。当分の間を平成29年3月31日までの間に改める改正につきましては、市長及び副市長と同様に給与減額措置の継続期間を改めるものでございます。

そして、金額の部分が給与月額を改めるものでございまして、教育長の給料を59万7,000円から63万2,000円に改めるものでございます。

附則については、施行期日を規定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 特別職の報酬を、給与ですか、給与をいわゆる回復させるのだと。25%減になっているのを今度15%までに。これはいつの時点での話なのですか。

それと、これを回復して予算的にはどのくらいの予算なのですか。回復の予算。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○総務課長（中澤忠義君） まず、改正の時期は4月1日から施行となりまして、そして25%を15%に戻す時期については、平成21年5月から削減が25%になっているところですので、平成21年4月時点に戻すような改正となっております。

そして、影響額については、年額で321万4,386円、約322万円ぐらいの影響額でございます、年間で。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは3人の回復で321万円だという意味ですか。ちょっとよく、もっと丁寧に教えてください。

○総務課長（中澤忠義君） 3人の額の合計でございますが、内訳を申し上げますと、市長分が176万

6,000円、副市長分が73万2,000円、教育長分が71万6,000円でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） 平成21年に下げられたやつを回復させる。これはちょっと今詳細に調査したわけではないが、当時いろいろ市長選挙の中で、公約で給与を何%カットしますというような公約でこういうことがやられてきたと思うのです。現市長にかわって、現市長はそういう給与の削減については公約もしていないと。そういうことで回復させるかどうかは別にしても、ただ報酬審議会の中でもこれは一緒に審議されたと思うのですが、いろいろ漏れ伝え聞くところによると、報酬審議会の中では満場一致ではないのです。委員さん8人の中で。さっきの議員報酬にしたって。非常に際立った結論を本当に出したのだと思うのです。そういうものは全然考慮に入っていないのですか。はい、賛成多数で決まりましたというようなやり方、先ほど総務部長が説明したように、反対の理由としては消費税も上がったし、市民の暮らしは厳しいのだと。そこへ持ってきて議員や特別職の報酬を引き上げるということは、市民感情からいってもこれはまずいと、いさめられたのではなかったのですか。そういうことで、やはりこれをやるというのはどうなのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○総務部長（宮窪英治君） お答え申し上げます。

先ほどの議員報酬につきましては、賛成意見、反対意見というのがございました。市長、副市長、教育長の給与につきましては、報酬審議会における答申の中では、特に賛成意見、反対意見というのは付されてございません。したがって、報酬審議会そのものについては、基本的には賛成と。賛成というか引き上げということに決定をさせていただいたというふうに理解しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） 総務部長、もうちょっと丁寧に話してください。もごもご、もごもごしないで。大事なことなのだからね。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ、説明者。

○総務部長（宮窪英治君） それでは、もう一度お答え申し上げます。

議員報酬については、報酬審議会の答申の中で賛成意見、反対意見が付されたおりました。ですから、反対意見というのも当然あったものというふうに理解しております。ただ、市長、副市長、教育長の給与に関しましては、報酬審議会の中で反対意見というのは付されてございません。したがって、答申のとおりということで、報酬審議会としては示されたものだというふうに理解しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それは、ではもういろいろ討論というか、いろいろ意見も出ないで、ただ、はい、いいでしょうとなってしまったのですか。いろいろ意見の話を出してください。

○総務部長（宮窪英治君） 先ほど申し上げましたように、報酬審議会そのものが秘密会でということでスタートいたしましたので、中身については申し上げることができませんが、あくまで報酬審議会の答申の中でお答えをしている状況ですので、報酬審議会の答申といたしましては、先ほど申し上げました市長、副市長、教育長の給与については、先ほどの額以上の額とするべきであるというような答申でございませ

たので、それに基づいた答申に従って今回提案させていただいたということでございます。

○委員（鈴木 聡君） ちょっと待って。総務部長はおかしいのよね。さっきの話では、こういう反対の意見もあったとかなかったとかって。今度はそういう内容については一切触れられませんというのは何なのですか。

○総務部長（宮窪英治君） 先ほども申し上げましたとおり、私は答申の中身について申し上げておりました。賛成意見、反対意見は答申に付された意見としてされているわけでございます。ですから、先ほどの賛成意見、反対意見は、答申の附帯意見として付されたものを読み上げたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、賛成者の挙手を願います。

（「反対」と呼ぶ者あり）

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

ご苦労さまでございました。

これで執行部の入れかえをお願いいたします。

では、次に議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会の所管について審査をまいります。

また、第53号については、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決したいと存じます。

なお、委員会の円滑な運営を進めるため、本委員会の所管に属さない市民病院事務部が出席しておりますので、委員の皆様、ご了承ください。

それでは、議案第53号のうち企画部所管の補正予算について説明を願います。

まず、増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 中核病院推進課の増田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうから、議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。まず、1、歳入でございますが、款21諸収入、項6雑入、目6雑入でございますが、5ページの下段の説明記載にしておりますとおり、筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会等運営負担金といたしまして217万6,000円を計上するものでございます。新中核病院及び桜川市立病院を整備するため、現在両市の職員が協和保健センターに事務局を構えておりますが、運営に係る空調用燃料代、電気代、水道代、電話代等について歳出予算額の2分の1を桜川市に負担していただくものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費の補正をお願いするものでございます。補正前の額に3億3,602万9,000円を増額補正させていただき、13億7,955万4,000円とするものでございます。

9ページをごらんください。新中核病院事業の項目別の詳細についてご説明をさせていただきます。まず、1報酬406万8,000円でございますが、筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会の委員と筑西市新中核病院建設委員会の委員に対する報酬でございます。関連医科大学病院の医療関係者、地域医療の病院長、学識者、診療科目の委員長、看護部長、事務長等に対する支払いでございます。

次に、9旅費125万5,000円でございますが、推進協議会及び建設委員会の委員に対する費用弁償100万2,000円と普通旅費25万3,000円でございます。

次に、11需用費262万7,000円でございますが、両市で使用している協和保健センターの運営に係る経費といたしまして、消耗品、燃料費、食料費、光熱費等を計上したものでございます。

次に、12役務費38万7,000円でございますが、推進協議会開催通知や資料を発送するための郵便料でございます。

次に、13委託料2億5,468万6,000円でございますが、内訳別に申し上げますと、まず測量委託料743万1,000円でございますが、これは候補地の用地測量に対する立ち会い、現地測量、測量図の作成、法務局用の図面の作成などの一連の業務を行うものでございます。

次に、地質調査委託料として2,501万3,000円でございますが、これは候補地の地質状況を確認するボーリング調査でございます。作業といたしましては、現地での掘削調査、標本の採取、柱状図の作成などでございます。建てかえをする際、基礎の部分を検討する上での重要な資料となります。

次に、開発許可申請委託料といたしまして2,560万7,000円でございますが、これは都市計画法第29条の開発行為に係る業務でございます。作業といたしましては、事前調査、関係部署との協議、基本計画図の作成、建築制限の解除、排水計画図の作成など、開発許可に必要な図書の作成でございます。

次に、農地転用許可申請委託料といたしまして199万8,000円、これは候補地の農地法に基づく農地転用及び農振除外に係る費用でございます。候補地は、養蚕地区の幹線道路沿いとしているため、農用地のほかにも農振地域を含む候補地が選定された場合、農振除外の申請手続きが生じるため、その金額もあわせて計上させていただきました。

次に、土地鑑定評価調査委託料といたしまして258万2,000円、これは候補地の土地の評価を行い、地権者から土地を購入する際の基本となる価格を算出するものでございます。

次に、新中核病院整備基本計画作成委託料といたしまして3,851万1,000円、これは現在策定を進めております基本構想をもとに、新中核病院の病院像や施設整備方針、診療科目、病床規模、病院施設の建設手法、経営形態、収支計画など具体的に策定し、基本設計に結びつけていくものでございます。

次に、新中核病院総合支援委託料として1億5,354万4,000円、これは今後基本計画に基づき、基本設計、実施設計を経て、工事発注などハード面とあわせて独立行政法人の制度化、公立2病院の業務の統合及び人事給与面など調整、統合の業務などソフト面を整備する支援を総合的に行う業務でございます。

新病院建設において検討すべき対象でございますが、建設費用の圧縮、技術品質の確保や業務統合だけ

ではなく、建設費以外に係る病院規模、病院機能面から見た今後の医療収益についてどれだけ見込めるのか収支計画画面からも検討する必要があることから、総合的な支援を行うものでございます。

次に、14使用料及び賃借料9万2,000円でございますが、筑西市、桜川市の両市で構成している再編事務局内で使用する共有メール及び共有グループウェアの利用といたしまして、関係大学との協議に車を使用した際の高速道路使用料金でございます。

次に、19負担金補助及び交付金7,291万4,000円でございますが、病院事業会計に計上しております新中核病院建設に係る基本設計費7,289万6,000円、実施設計費5,102万7,000円のうちから県支出金、病院事業債を除いた1万8,000円について、病院事業会計補助金として一般会計から支出するものでございます。

以上が新中核病院整備事業でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 本会議でも言っていたのですが、いわゆる候補地で沿線沿いというのですけれども、そうするとここにずっと測量、地質調査、開発許可、農地転用、土地鑑定、こういうものがずっと一連の作業がめじろ押しなわけだね。これをいつまでにやって、そして土地も買収する。そして、基本設計も年末やる。発注しなければならない。そういう一連の作業のスケジュールというのはどういうふうになっているのです。最後まで聞いて。それで、例えば田んぼだったらば、造成費とかいろいろかかる。そういったものは、土地購入が始まって、交渉が始まってずっとやって、土地がこれだけもう造成が終わって、もう建てられますよという段階まで進むようになるとどれだけの日にちを考えて、だからスケジュールだね、それを教えてください。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご説明を願います。

増田課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） ただいまの鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今年度いっぱいまでにおいて実施設計を着手したいと考えております。それですので、それに見合う作業といたしまして、項目、こちらのほうに挙げさせていただいた項目等を延滞なくできるような体制を整えていきたいと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、やる年度末に実施設計が発注できるように準備したいというのですが、土地の造成完了は、では年度末ということなのですか。例えば、では地権者との交渉を始めるとか、それから何回も繰り返しますが、買収が終わってそういう作業をいろいろやると思うのです。ただ、年度末に間に合わせてやっていきますということではなくて、作業の工程というのがあるのではないですか、何だって。例えば、何カ月間かけてやるとか、これは測量は何、そういったことを、ただ木で鼻をくくったような答弁ではなくて、もっとちゃんと丁寧に説明してもらいたいのです。みんなわからないから聞くわけだから。

（「済みません。ちょっと板谷次長のほうから」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、板谷企画部次長、お願いします。

○企画部次長（板谷 徹君） 板谷でございます。よろしくお願いいたします。

建設にかかわる工程表でございますけれども、前回の全員協議会のほうで、第2回の筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会の資料でお示しをさせていただきました工程表で説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、平成27年7月の中旬ぐらいから基本計画を11月の中旬ぐらいまでにやるということでお知らせをいたしました。そして、11月の中旬から基本設計と実施設計、こちらをスムーズにやるには同時にあわせて発注する必要があるのかなという感じは考えてございまして、そこで発注をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、地域医療再生計画における再生基金、この条件といたしまして、平成27年度内に一部執行しなさいというような指導がございますので、平成27年度の3月、つまり平成28年3月には実施設計に入っていないといけないというスケジュールになってございます。ですから、同時に発注いたしますけれども、実際的には3月に実施設計が入っているというところで今は進んでいるところでございます。

そして、基本設計と実施設計を発注するには、土地の形状ですとか、そういったものも決まらないとやっていけないというところがございますので、この基本計画の中で、もちろん7月の中旬には場所を決定するということは、この間もお示しをさせていただきましたけれども、そこを決めまして、それには事前にももちろん候補地といいますか、そのエリアの方の説明などもしていかなければいけないというふうに考えてございます。それで、決定をした段階でボーリング調査ですとか、そういったものやっていくという形になります。それがはっきりした段階で、それを基本計画の中に生かしていったら、基本設計の発注に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、一連の作業としましては、基本設計が発注する11月の中旬までには、そういった土地に関しての調査は完了させていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） だから、最後に言った11月中旬までにというのを聞いたかったのです。それが最後に出たから、いろいろどいのです、私も。だから、7月21日の第3回目の筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会の中でちゃんと候補地を決定して、これから買収交渉、土地の買う交渉でしょう。そういう一連の作業、例えば今言ったように、交渉がまとまるわね、そう簡単にいくとは思わない、どうかわからないが、そうしたら測量とか地質調査とか、先ほど言った開発許可申請とか、そういった一連の作業を、私さっきから、委員長、さっきからそれを聞いているのですよ。それをいつまで段取ってやっていくのかという話をしたらば、最後に11月中旬と言ったから、だからその間の7月、いわゆる第3回の筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会で候補地が決まって、11月中旬までにまとめなければならないということですね。そういう一連の作業をどういうふうに考えているのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 板谷企画部次長、説明を願います。

○企画部次長（板谷 徹君） 先ほど申しましたのが土地に関するスケジュールでございますけれども、この後、先ほど増田のほうから説明がありました開発行為等の話がございまして、これにつきましては、実施設計の関係もございまして、これは2月ぐらいまでには開発許可をとらなければいけないというふうに今は見ているところでございます。もちろん、開発許可をとる前には、農転、農振、そちらのほうの土

地のほうで建てられるかというところも確認をしなければいけませんので、そちらについても同時に進めていくという形になります。

○委員（鈴木 聡君） その開発許可がおりるとか、農転とかといった作業は、そんな数カ月で出るのですか。そういうのを私は気になっているのです。そういうものをもっと私たちに、ちゃんとこうしてこうやれば、期限に間に合って許可がおりるとか、そういったものについてもある程度の開発許可については何カ月かかるかとよく言われるではないですか、農地転用は何カ月かかるか。そういうものをずっと積み重ねて、このころまでには大丈夫だとかという話を聞きたいのです、私らは。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） 農転の申請、それから開発行為の申請、それらを含めまして事業認定、そういったものの申請を含めますと、7月の中旬には、第3回筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会で場所とか、そういったものが決まりますので、そこから始めまして、先ほど言いました2月までの6カ月間ぐらいを予定しています。もちろん7月になってから始まるというわけではありませんので、今も事前に関係課と話し合いをしまして、どういったものが必要かと。どういうふうに、何か問題がないかということにつきましては、庁内を挙げて調査はしてございます。それについての支障あるものについては、早目、早目に解決をしていって、期間的には確かに短いと思います。ただ、やるべきところが決まっておりますので、それに向けてどうやったらスムーズにいくかということを考えながら進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

○委員（鈴木 聡君） だから、場所はもう決まっているのでしょうか。もう地形からいった、そういったものについての設計も、実施設計も立てなければならぬから。今場所が決まっているように聞こえたのだけれども、その点どうなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） 場所につきましては、養蚕地区の筑西幹線道路沿いというところで、まだ審議をしているところでございます。広いエリアでやっているところでございまして、議場で市長が説明しましたように、真壁街道と筑波街道の間というところで今は見ているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明者に確認をするのですが、先ほどの鈴木委員さんの質問事項は、前回の全員協議会で表か何かに説明していませんでした。提出はしませんでした、工程表は。

○企画部次長（板谷 徹君） 出しておりますけれども、基本計画、それから基本設計、実施設計、その期間、それから建設工事の期間、それから外構工事の期間、それから開院の時期というものに絞って出させていただいております。これにつきましては、協議会のほうに出すという関係がございまして、ほかの事務的なものについては除いて出しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 了解。

次の方。仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 9ページの委託料なのですが、地質調査委託料2,500万円、それから新中核病院整備総合支援委託料1億5,354万円、これもうちちょっと詳しく具体的に、例えば地質調査というのは具体的にどういうことをやるのか、説明をお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

病院を建設する際にボーリング調査を行います。先ほど説明の中で申し上げましたとおり、建物を設計する上で、建物の自重を支える地質、そこの地盤状況を確認することはとても重要なことです。そのため、地質調査という業務の中でボーリング調査を行います。それは、現地のほうで想定される場所に対しまして、ボーリング約66パイの鋼管でございしますが、そのものを地中に打ち込みまして、支持地盤層の確認をするものでございます。そのデータ、柱状図をもとに建物の自重等も含めて支持層の地盤を設定するものでございます。建物の設計をする上で大変重要な地質調査でございます。

続きまして、総合支援でございますが、総合支援の業務といたしましては、基本計画作成をいたします。その基本計画で作成いたしました内容と、それから建物等を計画した際に、その相互のバランス及び現在コスト上昇が叫ばれておる中、建物の建設費の抑制等も含めた内容について、発注者側と一緒になりまして専門的な知識のもと、発注者に対する助言等をしていただき、適正な病院建設を進めていくものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そのボーリング調査、今66回とか言った。66カ所。これ何メートルぐらい打ち込むのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 66回ではございません。ボーリングの径の太さでございます。66パイ、大変失礼いたしました。66パイでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○委員（仁平正巳君） その66パイって、ちなみにどのぐらいなの。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 6センチ。66ミリ。直径66ミリ。

○委員（仁平正巳君） 何メートル。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 今のところ想定といたしまして50メートルほどを想定してございます。

○委員（仁平正巳君） だから、66パイの50メートル打ち込む。何本打つ。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 今のところ敷地が限定されておりません。その中で想定される箇所といたしましては、通常は5本以上と考えてございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると5本で2,500万円という計算でいいのかな。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 場所等が決まってございません。確かに5本以上ということではございますが、50メートル、それから地質状況等、例えば田んぼ、それから高台等いろいろ想定がござ

います。その範囲の中で最終的にボーリングの調査の本数は決まってくるものと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 基本計画の中で建物のコスト上昇という言葉がありましたけれども、先日桜川市立病院が120床で52億円、建設費。土地代は別だったと思います。新中核病院は、当初から市長は1床当たり3,000万円、250床で72億5,000万円ですか、土地代を含めて75億円と言っていますけれども、どうも随分ずれがあるような気がするのですが、私が聞くところによると、平成23年度当時の積算価格だと言っていますけれども、これ75億円ではなくて、単純に計算して110億円かかってしまうのではないですか。その辺どうなのですか。今コスト上昇と言われた関係上。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

坂入企画部長。

○企画部長（坂入龍一君） 本会議でも何回かご説明させていただきましたが、平成23年度の茨城県の地域医療再生計画に計上された75億円という数字でございます。県のほうで今年度当初予算に25億円を計上したものですから、それに合わせて今回補正予算のほうを計上させていただきましたが、今後基本計画の中で具体的に事業費についても検討していくということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 要するに75億円では済まないと思っていますか。

○企画部次長（板谷 徹君） 今資材高騰ということもあります。そういったこともありますので、全ての事業費が75億円で済むとは考えてはございません。ただ、まだ診療科ですとか病院の機能等が固まっておきませんので、そちらについての積算についてはできていないところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次、尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今いろいろ聞いていて、それはできないかなというのはこれまでの本会議上での質問なんかでも伺っているので、それはそうだとは思っています。それで、先ほどありました、仁平委員も言っていましたけれども、新中核病院の整備総合支援委託料という部分、今書き取ったのですけれども、ちょっと書き取れなかったもので、これは資料として出していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 要望でよろしいですか。

○委員（尾木恵子君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○委員（赤城正徳君） これ病院と関連するのですが、今筑西幹線道路でお1人の方が3カ所反対しているところがあると聞いております。それで、田んぼで何平米、畑で何平米、その他といろいろな、3カ所というのは、その面積わかりますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○企画部長（坂入龍一君） 申しわけありませんけれども、こちらではちょっとわからないのですけれど

も。申しわけありません。土木部のほうの事業になってしまいますので、道路そのものについては。

○委員長（榎戸甲子夫君） だそうです。よろしいですか。

では、説明者を交代します。

次に、海老澤財政課長、お願いします。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

議案第53号についてご説明いたします。財政課所管の補正予算についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。下のほうになります。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。下のほうで款の19繰入金、項の2基金繰入金、目の1基金繰入金につきまして、今回の補正予算に伴う財源調整のため、財政調整基金3億8,434万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財政調整基金の平成27年度末現在高見込みでございますが、39億1,516万4,000円となる見込みでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今財調が現在39億1,000万円と。今基金として残っていると。これだけの基金を残しているというのは、何か目標というか目的があるのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○財政課長（海老澤布美男君） 平成25年度末の基金の数字からいいますと、標準財政規模に対する基金残高の割合を示す積立金残高比率という指標がございます。県内で44自治体のうち基金の残高は36位ということで、金額としては多額ではないというふうに承知してございます。平成25年度末が45億4,835万4,000円というふうな金額を持っていて、なおかつそのほかの特定目的基金、それらを合わせて県内での自治体での順位からすると少ないほうですということになってございます。平成26年度末でございますが、52億6,901万6,000円で、平成27年の当初予算の時点で基金の繰り入れということで、財調の繰り入れが9億7,000万円見えています。なおかつ今回3億8,400万円の基金の繰り入れをするということで、残高としては39億1,516万4,000円というふうな数字になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 基金残高が多いからとか少ないからということではなくて、39億円を基金として残しておくのには何か目標が、目的があって残しておくのかということを知っているのです。これからのことについて。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○財政課長（海老澤布美男君） 基金を持っている理由というか、人口減少、また景気低迷等が続いている中で、市税の大幅な伸びは見込めないと。一方、今ご審議いただきました新中核病院の整備とか、あとスピカ庁舎の改修、また少子高齢化、人口減少対策への対応、あと公共施設、あと橋梁などの社会インフ

ラが長寿命化の対応とかいうことで、財政の需要は今後も続くのかなということで、基金は持っていれば持っていたほうがいいのかということでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今言ったことは、大体ただこういう方向で思っているだけの話で、これからこの新中核病院にはこれだけ必要になってくるとか、そういった特別なあれはないのですか。ただ、いろいろ人口減少とか、いろいろなことで大変だから、とりあえず39億円は当面残しておこうというだけの話なのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○財政課長（海老澤布美男君） 特にこのためというふうなことのあれですけども、先ほど言いましたように、当初予算が収支が追いつかないと。財調は9億7,000万円の繰り入れで、なおかつそのほかの特目基金も繰り入れして、おおむね15億円繰り入れしています。当初予算を組むときに15億円足りないということで、そういったために毎年財源調整、年度間の収支の均衡を保つためにも、当然基金としては持っていないと運営できないということでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次。

○委員（鈴木 聡君） もう一回。いいですか。もうやらないから。

○委員長（榎戸甲子夫君） 手短にね。

○委員（鈴木 聡君） 6月議会終わって、9月ももう考えるわけだよね、これから。そうすると、そういったことで財調にどれだけの、9月に向けて必要、そこまではまだ考えられていないのかという話も含めて本当は言ってもらいたかった。どうぞ。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○財政課長（海老澤布美男君） 通常のベースでいくと、6月補正って余り案件ないと思うのです。今回たまたま大きな事業を上げたということで、基金を大きく組みました。当然9月以降、また12月の補正の財源でもあると思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ただいまの財政調整基金39億円は、これは預金だけですか。それとも運用していますか。国債あるいは証券とか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○財政課長（海老澤布美男君） 今現在は、筑西市としてやっているのは預金だけです。定期預金、銀行預金です。国債とかという話も最近はやっと出てきているようなので、国債で持っているというふうなものも少しは考えなくてはならないのかなというふうには思っています。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、説明者を交代願います。

次に、菊池情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 情報政策課の菊池と申します。よろしく申し上げます。

議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち情報政策課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料は4ページと5ページをお開きください。歳入となります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、5ページに移りまして、節12電算費補助金でございます。説明欄にございますように、社会保障・税番号制度の導入に係る住基システムを初めとした各システムの改修経費に対する補助金でございます。補正額として1,784万円の増額をお願いするものでございます。補助率につきましては、住基システム、団体内統合宛名システムの改修に対しては10分の10、地方税務システムの改修に対しては3分の2、また国が用意する中間サーバーを利用するための負担金の補助率は10分の10となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。歳出となります。款2総務費、項1総務管理費、目12電算費につきまして1,857万4,000円の補正をお願いするものでございます。機能追加に伴う仕様変更により増額となるシステム改修費についてでございますが、内訳でございますけれども、住基システムが200万9,000円、地方税務システムが220万3,000円、団体内統合宛名システムが736万6,000円。3つのシステムの合計金額が1,157万8,000円となりまして、こちらのほうが13節の委託料、住民情報システム全般の改修委託料として増額をお願いするものでございます。また、あわせまして国が整備する中間サーバーの利用に対する負担金としまして699万6,000円の増額をお願いするものでございます。

本会議のほうでもご説明しておりますけれども、社会保障・税番号制度につきましては、ことしの10月から個人番号の通知が始まりまして、来年の1月から個人番号カードが交付される予定となっております。それに合わせまして各自治体では、それぞれの住基システムを初めとしたシステム改修が必要となっております。本市の社会保障・税番号制度に係る平成27年度予算としましては、予算要求時のシステム機能要件をもとに積算したものでございますけれども、その後、情報連携に関するシステムの機能追加等の変更がございましたので、それに伴いまして平成27年度分として必要なシステム改修費と負担金、それに対する国の補助金について歳入歳出それぞれの補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いろいろ本会議でも出ました、何人かの議員からも。どうしても例の情報流出のリスクが完全にならないわけだね。いろいろ本会議でもイタチごっこだとかいう話で。国会でも今、参議院内閣委員会がこの問題については当面見送りということで審議していないのです。これは見通しは大体通るということで、これ予算に計上したと思うのです。その辺のあんばいはどうなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） ただいま補正予算でご協議いただいている案件についてなのですが、こちらのほうが平成25年に国会のほうで可決され、公布された法律、マイナンバー法の施行に関する法律に基づいたものでして、ことしの10月に番号通知カードが配布されて、来年の1月にマイナンバーカードが、ICカードなのですが、こちらのほうが申請された方に対してなのですが、そちらのほうが交付されるというのはもう法律で決まっておりますので、そちらの国のスケジュールにのっとっ

て作業を進めているものでございます。

○委員（鈴木 聡君） そういう作業を進めるのだけれども、例えばさっき言ったように参議院の内閣委員会で何か起きたとき、そういうことは関係なく事務作業を進めるということですね。また繰り返しになってしまうからもうやめますけれども、ただもしこういうことでやっていって問題が起きた場合の対処というのは、そこまではまだ考えていないのですか。例えば被害補償とか、プライバシーの侵害とか、そういうものについてのあれはまだ詰めていないのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） ただいまのご質問なのですけれども、問題が起きた場合の対処方法とか、あとは被害に対する補償なのですけれども、そちらのほうは多分今国のほうで、年金の問題に関しては調査を進めているところでございますので、そちらの原因究明とともに対策のほうも立てられると思います。そちらのほうの国の情報提供を待って、こちらのほうとしても対策を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 国から来てやっていることですから、いたし方がないという立場でしょうけれども、そういう作業は本当は私らは中止してほしい。これだけです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）について審査をしていきたいと存じます。

（「これは休みとらないでやっちゃうの」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 改めて申し上げます。

お昼になりましたが、ご協力願います。続けてやります。

では、増田中核病院建設推進課長、お願いします。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 議案第55号 平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第2条、平成27年度筑西市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入の既決予定額5,255万円に3億7,392万3,000円を増額いたしまして、4億2,647万3,000円とするものでございます。補正の内訳でございますが、第2項他会計補助金として7,291万4,000円、第3項国県補助金といたしまして1,700万9,000円、第4項企業債といたしまして2億8,400万円について、それぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費とも既決予算額に3億7,392万3,000円を増額いたしまして、資本的支出を4億2,647万3,000円に、建設改良費を4億2,171万8,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、継続費の総額及び年割額でございますが、款資本的支出、項建設改良費、企業名、新中核病院整備事業として、総額72億5,000万円を計上するものでございます。年度額の設定でございます

すが、平成27年度から30年度までと設定をさせていただいております。それぞれの金額を申し上げますと、平成27年度は1億2,392万3,000円、平成28年度は14億9,906万3,000円、平成29年度は45億6,860万2,000円、平成30年度は10億5,841万2,000円といたしました。

続きまして、第4条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法でございますが、起債の目的は、新中核病院整備事業、限度額は2億8,400万円と定めさせていただきました。

2ページをお開き願います。第5条、予算第8号に定めた一般会計から補助を受ける金額について、次のように改めるものでございます。建設改良費補助金の既決予定額4,779万5,000円に、新中核病院の整備を行うための費用7,291万4,000円を増額補正し、1億2,070万9,000円に改めるものでございます。

ページを飛ばしまして、6ページ、7ページをお開き願います。平成27年度筑西市病院事業会計補正予算実施計画説明書、資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、款1基本的収入の項2他会計補助金、目1他会計補助金といたしまして、既決予定額に市から一般会計補助金7,291万4,000円を増額いたしまして、1億2,070万9,000円に、項3国県補助金、目1国県補助金は、今回県から地域医療再生基金といたしまして1,700万9,000円を新たに補正いたしまして1,700万9,000円に、項4企業債、目1企業費は、病院事業債の借入金2億8,400万円を新たに補正いたしまして2億8,400万円とそれぞれお願いするものでございます。

次に、支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目3新中核病院整備事業費でございますが、今回新たに新中核病院を整備するため、3億7,392万3,000円の補正をお願いするものでございます。補正の節の区分でございますが、1委託料といたしまして1億2,392万3,000円、これは新中核病院建設に伴う基本設計及び実施設計の費用でございます。2公有財産購入費2億5,000万円、こちらは新中核病院の用地購入費でございます。

以上で平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これでいくと年割額出していますよね。4カ年。これは実際にいろいろな、総事業費の、例えば建物とか、いろいろな建てる場合の、そういったものの積算ですか、そういったものを積み重ねた数字ではなくて、ただ平成23年の当初の75億円というものを、ただ単純にそれをベースにしてこれを割り振っただけなのですか、その4年計画というのは。だけれども、これはあれですよ、実際に議会でこれが提案されて、そういう単純なものなのでいいのだろうかというのが私疑問なのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。はい、板谷企画部次長、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） この補正予算計上につきましてご説明をさせていただきます。

県といたしまして、地域医療再生基金25億円は、今現在当初予算に上げていただいたところでございます。県のほうの当初予算につきましては、夏ごろから審議をいたしまして、当初予算に上げるかどうかという審議を何度も重ねてきたと聞いてございます。私どものほうでは、まだ両市合意というところが12月26日ございましたので、そちらについての予算のほうの計上が間に合わなかったというところがござい

ます。県が何が何でも新中核病院をつくるのだということで、25億円を上げていただきました。それを受けます筑西市といたしましても、新中核病院を何が何でもつくっていくというところで計上をさせていただいたところがございます。ただ、本当に失礼な話だということは重々私どもも認識しているところがございますけれども、今現在私どもが提出できるものが、今あります平成23年の11月に地域医療再生計画の第2期分が出たものでございます。その数字をもって今回は計上させていただきました。なお、通常ですと4年ぐらいかかるものを、今は一連の中に凝縮させて業務を進めている関係もございまして、隙間がないような形になってございますので、こちらのほうの数字については、額が確定した段階でこちらの数字を変えていきながら進めさせていただければなというふうに思っているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、作業がもう間に合わないということで、こういう数字にしたのだと。つまり平成23年当時の75億円かな。このときは300床の計算なのだよね。今度は250床程度ということですから。先ほど仁平委員が言ったけれども、桜川市の話は出したけれども、そういったものはあれですか、あれはコンサルで出したとは思いますが、そういうものは、これは独自に担当部で官公庁のいろいろな建築の積算基準ですか、いろいろなものを参考にしながら、自分たちでこれから積み上げていく計算方法をとるのですか。あるいは委託して。これは決してこのとおりにいくとは、皆さん思っていないと思うのです、実際には、これから。その点どうなのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） 今現在基本構想をまとめているところでございますけれども、基本構想につきましても診療科目というものは一つ一つ出しているわけではございません。政策医療の観点から、こういった医療については新中核病院、それから桜川市立病院では必要だろうというところで今資料をまとめさせていただいているところでございます。今度は、基本計画に入った段階で250床規模の新中核病院、全て急性期で250床やるのか、それとも急性期は200床で、あとは回復、それから地域包括ケア病床にするのかというのもございます。それから、診療科目もでございます。それから、救急をやる、その救急の度合いなどもございますので、そういったところがわかりませんと適切な事業費というのが割り出せないというところがございます。ですから、本当に失礼な話だと思っておりますけれども、やりながら進めていって固めていきたいというところが、今現在私どもの事務のほうで進めていくやり方は、そのようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） 今の説明はよくわかるのだけれども、では桜川市は診療科目とか、そういったものの全てわかって、あれは52億円なのですか。桜川市民病院はそれほど事務作業が進んでいるのですか。桜川市もそんなにまだ回復期中心ということで診療科目も決まっていないと思うのです。だけれども、ある程度のああいふ総額を事業費として算出してきているわけですから、その点の違いはどうなのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） 桜川市が52億円を議会のほうで説明をされたと思っておりますけれども、そちら

についての積算、そういうのについては説明は受けていないところでございますけれども、この時期に説明をされたというのは、桜川市の状況もあるのかなというふうには思っておりますけれども、桜川市のほうの説明については、私どものほうはちょっと介入しているところではございませんので、申しわけございません。

○委員（鈴木 聡君） まあ、いいや。謝ったからいいですよ、申しわけないって。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 企業債と合併特例債の使い分けについて伺いたいのですけれども、本当は合併特例債のほうが有利ですよ、償還金としては。だけれども、今回は用地購入費は企業債でできます。そういう使い方はどのように考えているのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） まず、新中核病院を建設するに当たりましては、病院事業会計というところでやります。病院事業会計のところには、合併特例債は使うことができません。ですから、病院事業会計の中で使える起債というのは病院事業債というものがございまして、ですから、全体の事業費から特定財源、今回は地域再生基金を引きまして、その残りの分の2分の1を病院事業債を充当するところがございます。そして、残った2分の1はどうするかということになりますけれども、これについては一般会計からの出資金を充てることとございまして、その出資金につきましては、一般会計のほうでは、先ほど残った2分の1のさらに2分の1が一般会計でできる一般会計出資債というのがございまして、そちらを一般会計では借りる予定です。残った2分の1につきましては、合併特例債を充当して財源に充てるものがございます。こちらにつきましても、病院の再編ネットワークとか、再編統合といったところに限って、この一般会計出資債、それから合併特例債が使うことが可能ということになってございまして、今回の新中核病院については、再編統合と、再編ネットワーク等もありますので、それらを使うことができるというふうに見込んでいるところとございまして。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 次、田中委員。

○委員（田中隆徳君） 済みません。では、1点だけちょっと確認の意味でお伺いします。

公有財産購入費、一般質問でも私ちょっと触れさせていただいたのですが、部長のほうからおおむね3ヘクタールから4ヘクタールという話がございました。それで、私ちょっと確認というのは、マックス4ヘクタールだとしても1ヘクタール6,000万円ぐらいですか、おおむね6,000万円だとしたときに、単純計算ですよ、1反600万円ぐらいのあれになるのかなと思うのですが、ただ市長のほうからも幹線道路の土地の話も出ておりました。わかるのです。それで、ただ幹線の場合は線ですから、結局途中で切っていくわけにはいかないのです。今回の交渉は多分点なので、候補地が何個かあるということでちょっと確認したかったのですが、この予算はおおむね私は賛成なのですが、一般質問でも言いましたが、これは使い切るということではなくて、あくまでもこれを通して、何力所かある候補地のうちに、そこで当然交渉があると思うのですが、その中でその土地を決めていくという考え方でよろしいのですよね。そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、企画部長、どうぞ。

○企画部長（坂入龍一君） この予算全てを使い切るということではなくて、今回の補正予算にも土地の鑑定評価を上げさせていただいていますので、それによって単価を出して、それで買収するということが、全部使い切るということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号 平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後 0時12分

再 開 午後 1時

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

市民環境部所管の審査に入ります。

議案第50号 筑西市手数料条例の一部改正について審査をいただきたいと思います。

市民課からの説明をお願いいたします。

中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） 市民課長の中島です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。筑西市手数料条例の一部改正について、表記について次のとおり提出する。平成27年6月3日提出でございます。

第1条、別表中、住民基本台帳カード発行手数料1件につき500円を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再発行手数料1件につき500円、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの発行手数料1件につき800円、住民基本台帳カード発行手数料1件につき500円に改め、第2条、別表中、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再発行手数料1件につき800円、住民基本台帳カード発行手数料1件につき500円を番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再発行手数料1件につき800円に改めるものでございます。

附則、この条例中、第1条は、平成27年10月1日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、筑西市手数料条例の一部を改正するものでございます。

通知カードとは、個人番号とすべき番号を通知するカードで、氏名、住所、生年月日、性別が記載された紙ベースのもので、個人番号カードとは、住所、氏名、生年月日、性別等が記載され、本人の写真が表

示され、これらの事項が電磁的方法により記録されたカードでございます。

第1条におきましては、通知カードの再発行手数料1件につき500円、個人番号カードの再発行手数料1件につき800円を追加するものでございます。

また、第2条におきましては、住民基本台帳カードの発行手数料1件につき500円を削除するものでございます。

附則についてでございます。通知カードにつきましては10月に、また個人番号カードにつきましては1月から交付されることに伴いまして、第1条の規定は平成27年10月1日からとし、住民基本台帳カードにつきましては、来年1月1日からは発行は行わないことになるため、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するとしたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ちょっと聞き漏れてしまった。いつの発行だと言ったの、今。

○市民課長（中島真一君） 通知カードにつきましては、10月からということなものですから、ことしの10月1日からの再発行手数料、万が一なくした場合の再発行手数料をいただきますといった形の条例の制定でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは新たな住民カードを、本会議でいろいろ出ましたけれども、あれは何、こういう住民票をとるときのカードだと思うのですが、何かコンビニでとれるのかなんとか言っていましたよね。だけれども、これは希望者だけなのでしょう。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○市民課長（中島真一君） まず、通知カードにつきましては、世帯ごとに全世帯に郵送いたします。これは希望ではなくて、あなたの番号はこの12桁ですよという形で。

○委員（鈴木 聡君） それはわかります。

○市民課長（中島真一君） 個人番号カードにつきましては、今委員さんがおっしゃいましたように、希望者のみになりますので、コンビニ交付も行っていきますので、ぜひ希望のほうをお願いしたいというふうに考えております。普及を図っていきたいと思っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） くどいようだけれども、どうなのです、生年月日とか氏名とか性別とか住所とかと4つがちゃんとはっきり示されてくると、それを悪用されて、今流出問題出ていますけれども、成り済ましができると。例えば、今言ったように年金なんかの番号なんかも登録されてくるわけだから、それはいずれリンクされるわけでしょう。そういうリスクはどうなのですか。さっき企画部のほうにも聞いたのですが、改めてお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○市民課長（中島真一君） 情報セキュリティというお話だと思いますけれども、まず情報政策課のほ

うでもお話しされたと思うのですが、個人番号にさらに符号というものを電算上でつけるようになります。その符号によりまして、データが管理というものがされますので、単なる番号がわかっただけでは情報は漏えいしないというふうな形になっております。それと、身分証明書がわりということになりますので、それを使う場合には、必ず顔写真が添付されておりますので、それを見ながらそれぞれの機関では本人さんかどうかという確認はすることになっておりますので、そういう意味では。また、データにつきましても、一元管理をせずに、別々なデータを管理するシステムになっておりますので、万全とは言えないかもしれませんが、情報管理につきましては体制づくりを今国のほうでやっておると、そういった考えでおります。

○委員（鈴木 聡君） だから、今答弁したように、万全とは言えないのでしょうか。いろいろ今一元管理だとか何とかと言ったけれども、課長のほうもそれは絶対とは言えないわけだね。だから、そういうものについて、もしそういうことが被害が出た場合は、オレオレ詐欺とか成り済ましとかいろいろ今出ていますよね。そういうものが、まだこれから、来年1月からの話だから、仮定の話になってしまうけれども、だけれども、そういったものの備えということは当然万全を期すのではないですか、それは。でも、万全ではないのでしょうか。

○市民課長（中島真一君） 今申し上げましたのは、今世の中の進歩というのはどんどん進展しております。今回流出事件につきましても、サイバー攻撃がどんどんされていくと。常にシステムというのは新しいセキュリティーを常に考えているのですけれども、そのセキュリティーを超えようとしてさらに破るためのものをやっているわけです。そういった意味で私は万全ではないかもしれませんがといったお話をさせていただきました。国のほうでは、そういったことに十分注意しながらやっていくということになっておりますので、そういった点は国のほうで対策をとられるであろうということで考えております。

○委員（鈴木 聡君） 納得したわけではない。繰り返になってしまうからいいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） この番号カードのほうのことでお伺いしたいのですけれども、これは要するに生まれた時点からもう番号がつくわけですね。そうしますと、これは一生自分で、もちろん申請して希望があればということなのですからけれども、結局このところには顔写真が入るとい形になりますよね。それ希望した時点で、例えば家族が子供の分も全部ではその番号をもらいたいということで申請したとして、子供にもそういうカードとかもついてしまったときに、その顔写真というのは常にかえられるのですか。やっぱり例えば高校生のときの顔と大人になってからの顔って違うではないですか。カードというのは1回発行されて、それがずっとというわけではないかもしれないのですけれども、そういったときには自分で、今度はこの顔写真にしてほしいなんていうのは通用するのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○市民課長（中島真一君） まず、この個人番号カードの有効期限なのですけれども、20歳以上の方につきましては10年間の有効期間がございます。それと、20歳未満の方については当面5年間の有効期限と。それを過ぎると有効期限切れということで、また新しいカードの更新という形になります。尾木委員さんがおっしゃったように、小さい赤ちゃんのときにつくった顔と4歳の顔では、これはもう当然違ってくる

思いますので、特別な事情がある場合は、交付することができるということになっています。もちろんそれは盗難に遭った場合ですとか、そういうものも含んでのことだというふうに考えておりますので、そういう場合には再発行ということもできるであろうというふうに考えております。

○委員（尾木恵子君） それと、暗証番号的なものも言われたかと思うのですが、この暗証番号というの、もし本人が忘れてしまったとかといったときには、確認的な部分はどういうふうにすればいいというのがあるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○市民課長（中島真一君） 暗証番号につきましては、本人さんでなければ本来わからないものですので、それを確認するという事は、今の住基カードもそうなのですが、一切やっております。つまり、本人さんに暗証番号の変更の手続きをとっていただくと、そういった形でやっていくようになります。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次、藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 多分市民にいっぱい聞かれると思うので、改めて念のためにお教えいただきたいのですが、まず全員には通し番号が来ますでしょう。その後、1月1日以降、希望者には発行すると。そのときは無料なのですね、発行手数料は。再発行のときだけお金が入っていますから、それは無料なのですね。はい。それと、今聞かれたから大丈夫です。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（藤川寧子君） それで、ごめんなさい。では、有効期限が過ぎてまた発行してもらうときは、再発行という理解ですか。

○市民課長（中島真一君） 有効期限が切れておりますので、その再発行のとき、再発行ということでお金を取るかどうかというのは、まだ国のほうで検討中といった形で示されております。10年後の話なものですから。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございませんので、これより議案第50号の採決をいたします。

議案第50号 筑西市手数料条例の一部改正について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち市民環境部所管の補正予算について説明を願います。

中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） 議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民環境部所管の補正予算についてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款14使用料及び手数料、項2手数料、目2総務手数料、節1総務手数料、説明欄13、個人番号カード等再発行手数料9万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市民の方が通知カードあるいは個人番号

カードを紛失した場合の再発行手数料でございます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄1、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金3,780万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。通知カード及び個人番号カードの作成や送付に係る委託経費については、全額国庫補助対象となるため、計上するものでございます。

次に、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入、説明欄3、雇用保険掛金受入金4,000円の増額補正をお願いするもので、内容は臨時職員の雇用保険受入金でございます。

これらの歳入は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴うものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。2、歳出でございます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費3,948万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、番号法の施行に伴う事業費で、内訳といたしまして、節4共済費13万円、節7賃金77万2,000円、節9旅費1万2,000円につきましては、個人番号の交付等の事務に対応するため、臨時職員を10月から雇用するために必要な経費でございます。

節11需用費35万円は、市民への広報啓発活動等に必要な事務費でございます。

節12役務費32万8,000円は、10月に世帯ごとに郵送する通知カードが何らかの理由により配達されなかった世帯に対し、当該世帯へその旨を通知するための郵送料でございます。

節13委託料3,789万6,000円につきましては、説明欄にあります個人番号カード交付委託料3,780万6,000円と、個人番号カード等再交付委託料9万円でございます。個人番号カード交付委託料は、歳入でご説明申し上げました通知カード及び個人番号カードの作成や送付に係る委託経費でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 個人番号のカードが主だけれども、これはよく社会保障とか税のあれのナンバーで必要になってくるとい話だけれども、そうすると市の行政で行っている社会保障というものと、それから税の申告の問題とか、そういうのは全部明らかに、自分が欲しいとなればすぐ明らかになるのだというのだけれども、社会保障そのものについての、市で行っているそういう制度は我々全部知っているわけではないのだけれども、大体どのくらいの量があるのです。

それから、よく本会議で部長も生活保護受給者の話を出されましたけれども、そういう生活保護受給者の、そういった環境での保護される、必ずそういうものは、生活保護受給者というのは非常に神経をとがらせているね。よく市民の間でいろいろわさされたり何かして、そういうものについての秘匿だね、秘匿、そういうものに一番神経を使っているのです。そういった問題についても、どういうふうに考えます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明を願います。

○市民課長（中島真一君） 最初に、今鈴木委員さんからありましたように、社会保障の分野、どのくらいあるかということで、当然市で扱っている中にも国の事務を行っているものもたくさんありますので、

そういうものも含まれてきます。具体的にきのう部長のほうでご説明もあったかと思うのですが、年金ですとか、厚生年金ですとか。

○委員（鈴木 聡君） そういうのはわかるのよね。

○市民課長（中島真一君） あとは児童扶養手当ですとか、もちろん児童手当もそういった形になりますし、福祉分野でいいますと母子法とか寡婦法ですとか、そのほか障害者総合支援法ですとか自立支援法ですとか、たくさんの分野があるかと思います。あと、児童手当の中でも特別児童扶養手当、障害を持っている方ですとか、ほとんどのそういった国で行っているような事務については網羅されているであろうと。その部分については、平成25年度の法律を施行したときに、こういった事務で活用していきますということで国の議会で議決がされているといった形になります。

○委員（鈴木 聡君） 税のほうは。

○市民課長（中島真一君） 税につきましても、当然税の分野、確定申告書ですとか扶養の控除というのを行うと思いますので、当然自分の所得の部分にマイナンバーを記載するとともに、扶養をしている人、扶養をしようとする人のマイナンバーも記載すると、そういった形での申告になってまいります。そのほか贈与税ですとか、そういったものにも全てマイナンバーを記載して申告するような形になります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） あと、何か預金口座もそういうところ集積されていくのだと、だんだん。そうなのですか、それは。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○市民課長（中島真一君） 預金口座につきましては、現在参議院で審議ストップという形になっているかと思うのですが、今現在国で審議していますが、先ほど言った社会保障の分野のほかに、今の預金口座をマイナンバーでやりましょうといったことと、福祉でやっています健診、その健診のデータも管理できるようにしていきましょうというのが今の衆議院、参議院通りでしたが、衆議院で今議論をしているものでございます。

○委員（鈴木 聡君） 衆議院通って参議院ではないのか。

○市民課長（中島真一君） 失礼しました。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） いいです、もう。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

ここで、総務委員会を終了いたしますが、執行部の方々はご退席願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時23分